

## 「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例 (仮称)」前文(案)

誰もがみな、その人らしく、心豊かな生活をする権利を有している。誰もが、自らの決定・選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは、障害の有る無しにかかわらない。

その人の障害の有る無しにかかわらず、ある人が、地域生活において、当たり前前に活動や社会参加をするにあたって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、全国にさきがけ、国際連合で採択された障害者権利条約がめざす、障害を理由とするいかなる種類の差別もない、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、基本的人権の主体であって、社会の一員として、尊厳をもって、未来に渡って、安心して地域で生活できる社会の実現をめざし、ここに「さいたま市ノーマライゼーション条例」(仮称)を制定する。